

## 公正な研究活動の推進に関する令和 3 年度活動実績について

公正な研究活動の推進等に関し、令和 3 年度には文部科学省において、主に以下の取組を実施した。

### 1. 研究機関の体制整備状況等の確認・指導・助言

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく研究機関の体制整備等の状況を確認するため、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び文部科学省が措置する基盤的経費（運営費交付金、私学助成）に応募する又は配分を受ける研究機関に対し、「ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）の提出を求め、規程・体制整備等の状況に不備が認められる研究機関に対して指導・助言を実施した（指導・助言の流れは資料 2 - 2 を参照）。

#### （1）令和 2 年度の体制整備状況等の調査

##### ○対象機関

令和 2 年度チェックリストの提出（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）があった機関は 2,126 機関であり、このうち、規程・体制整備等の状況に不備が認められる機関は 295 機関であった。

##### ○体制整備等の確認・指導・助言の状況

不備が認められた 295 機関に対して、前年度に引き続き、電子メール等書面による指導・助言を行った結果、令和 3 年 10 月までに全ての機関において必要な対応が実施されたことを確認した。なお、対面による指導を行う機関はなかった。

競争的資金等の不採択によりチェックリストを取り下げた 19 機関を除く全ての機関（2,107 機関）において、ガイドラインに基づく体制整備等が完了したことから、令和 2 年度は管理条件の付与を行っていない。

#### （2）令和 3 年度の体制整備状況等の調査

##### ○対象機関

令和 3 年度チェックリストの提出（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）があった機関は、2,114 機関であり、このうち、規程・体制整備等の状況に不備が認められる機関は 706 機関であった。前年度から規程・体制整備等の状況に不備が認

められる機関が大きく増加しているが、これについては令和3年度チェックリストから質問事項の追加等を行ったことが関係していると考えられる。

○体制整備等の確認・指導・助言の状況

不備が認められた706機関に対して、現在、電子メール等書面による指導・助言を行っている。

## 2. 優れた取組事例等の普及・啓発等

### (1) ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の実施

研究機関への訪問等により、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握するため、実態調査を実施した。また、他の研究機関の取組を促進させることを目的に、実態調査の結果を公表した。(結果の詳細は参考1を参照)

○対象機関

これまでのチェックリスト及びそのフォローアップの回答から、ガイドラインを踏まえた体制整備等の状況が進んでいると考えられる研究機関の中から、地域性、規模、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、対象として10機関を抽出した。

○実施時期

令和3年10月～令和4年1月

○調査方法

対面での聞き取り、研究者等との意見交換、事前調査票の記入欄等の確認等

○調査内容

1. 研究不正防止等に係る体制及び規程等の整備状況
2. 研究倫理意識の醸成に向けた取組
3. 一定期間の研究データの保存・開示に関する取組
4. その他研究不正防止に向けた取組

※調査内容2～4に係る部局等における取組状況について調査するとともに、研究倫理教育に関しては、受講单元等の教育内容についても調査を行った。